

A Historical Study of Formation of United Town and Village (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17137

連合町村編制の歴史的考察 (一)

奥田晴樹

A Historical Study of Formation of United Town and Village (1)

Haruki OKUDA

はじめに

明治一一年(一八七八)七月二二日付で制定された「地方三新法」によって既存の町村に「自治」が認められ、その際、複数の町村が連合して理事機関である戸長とその役場を設置することができた¹⁾。また、連合した町村が、人件費などその行政経費をどのように負担するかを議定することを直截的な契機として、町村会についても連合化して常設する場合があることも知られている²⁾。この「連合戸長(役場)」と「連合町村会」が成立している町村は、「連合町村」と呼ばれている。

ここでは、この「連合町村」が編制される歴史的な前提と経緯、その後の「市制町村制」施行とそれに先立つ町村合併と、それとの歴史的連関などについて、栃木県と石川県の事例に即して、追跡してみたい。具体的な検討に入るのに先だって、この作業がもつ歴史学研究上の意味を考えておきたい。

一 「連合町村」編制研究の課題

(一) 近代日本における「地方自治」の自生的基盤

(1) 「行政村」と「自然村」
「連合町村」編制への歴史的注目は、根本的には、近代日本における「地方自治」の基礎団体の、元来の自生的な実存は、一体、如何なるものであったか、を確かめようとする問題関心からのものだと言つてよからう。

こうした視角から、本格的な研究の鋳入れを行なったのは中田薫である。中田は、近世以来の町村は維新後も実質的に存続していたが、政府の地方統治政策により欧米継受の「地方自治」制度の下へと次第に吸収されていき、明治二十一年(一八八八)四月二五日付で制定された「市制町村制」という「非歴史的立法」によって、それが完成された、と論じた³⁾。

これに対し、戒能通孝は、近世以来の町村が「生活共同体」として、「市制町村制」の下でも存続し、その実存の基盤が農業などの生業にとって不可欠な条件をなす入会地などの利益と、それを法的に保障するその共有財産としての所有とにあり、「市制町村制」もそれを「財産区」として認めていることを指摘した⁴⁾。

ここに、近世以来の町村を「自然村」、また「市制町村制」によって成立している町村を「行政村」とし、複数の「自然村」を

包摂して「行政村」が存立する、という「明治地方自治制」の「二重構造」なる歴史的理解が誕生する。この理解は、農村・農業・農民の境涯を「明治地方自治制」の実権を握る地主層による「半封建的」な支配に呻吟するものと描き出す「寄生地主制」論を補充し、財閥支配下の独占的な大企業と、その下請けの広汎な中小・零細企業という、都市における産業の「二重構造」論に対応して、いわゆる「講座派理論」を構成する、重要な一要素となる⁵⁶。

（2）「二重構造」論への疑問

たしかに、近世以来の町村の少なからぬものが、「市制町村制」の下で「財産区」として存続したことは、間違いのない歴史的事実であろう。また、「市制町村制」の施行にもなつて成立した町村（以下、「町村制町村」と呼ぶ）が、既存の「住民組織」を行政事務執行の下部組織として活用していることも、広汎に認められよう⁵⁷。

しかし、「住民組織」のすべてが「財産区」であつたわけではない。とくに、市街地化の進出した地域では、「財産区」の成立根拠となる共有財産が実質的に存在しないケースも少なくないと思われる。にもかかわらず、祭礼などを紐帯とした「住民組織」が厳存し、衛生や消防・治安などの行政事務執行において、それが不可欠な役割を演じている場合も珍しくはない。

また、「住民組織」のすべてが、近世以来の町村に由来するものではない。大半の府県で地租改正事業が実施された、「地方三新法」施行に先行する時期に、全体の八パーセント近くの町村が合併によって消滅している⁵⁸。そこでは、「町村制町村」下の「住民組織」が合併以前の町村であるか、それとも合併後のものであるかは、個々に確かめねばなるまい。

他方、山間地や市街地など、近世以来の町村の空間的規模が大

きかつたり、人口が密集していたりする場合、町村の下部組織をなす「組」や「町」（「丁」）が「住民組織」の単位として機能することもしばしば見られる。そして、こうした町村では、そのままそれが「町村制町村」となるケースも少なくないと思われる⁵⁹。したがって、「町村制町村」について、その「二重構造」を言い得るとすれば、右のような多様な歴史の来歴と存在態様を有する「住民組織」を内蔵している、という意味においてであろう。さらに、近世以来の町村自体が、「市制町村制」施行以前に、変容を遂げつつあったことが、それを「自然村」として捉えることによつて、見落とされてしまう難点もあろう。

他方、「町村制町村」についても、「行政村」とのみ把握しておいてよいのだろうか。中田薫や徳田良治は、「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」制定の経緯と影響について考察し、近代の「地方議会」制度が、近世以来の町村に導入される端緒を、そこに見出そうとしていた⁶⁰。こうした着眼に発して、それがどのような経緯と形姿で、「町村制町村」に内蔵されていくのか（いかなのか）を見極める必要がある。

こうした視点を把持する限り、近世以来の町村を「自然村」として固定視し、これが権力的に作為された「行政村」の下部機構として包摂された、とのみ一面的に理解するわけにはいくまい。

これらの一連の歴史認識は、「町村制町村」と「住民組織」の歴史的連関を、「行政村」と「自然村」の固定的な「二重構造」としてではなく、実態に即してフレキシブルな眼で捉えることを可能とし、「地域自治」⁶¹の歴史的な実存とその変容の探究に資するであろう。

「町村制町村」に、「地域自治」の歴史的事実としての契機を具有するに至る方向での変容が認められることは、それが「住民組織」の共有財産を町村基本財産へと編入する動きが起こつてく

ることに着目して、夙に戒能通孝が指摘しているところである。

このように、戒能による中田の「市制町村制Ⅱ非歴史立法」説への批判は、「町村制町村」による「住民組織」の包摂と解体という二段階の歴史認識を根拠として展開されたものだった。先述の如く、前段は「行政村」と「自然村」の「二重構造」論へと昇華されたが、後段の方は、それを覆す可能性をはらんでいるにもかかわらず、あるいはそれゆえにか、その後の研究において歴史の意義を見極めるところまでには至らなかったと思われる。

戒能が注目した、共有財産の町村基本財産編入の動きは、「官製の地方改良運動によって生じた権力的作為とのみ映せられ、したがって、その歴史的意義はせいぜい、かの「二重構造」の権力的補修と捉えられるに止まっていた。

そのため、この動きには、「住民組織」の規模・財政的基盤・機能などが、社会の構造的変容にともなう「地域自治」の一次的荷担者としての地位に耐え得なくなりつつある結果、裏返せば、「町村制町村」が「地域自治」の契機を具有化しつつある一徴証としての面もあるとまでは透視されてこなかった¹¹⁾。

さて、かように、「町村制町村」と「住民組織」の歴史的連関を、「行政村」と「自然村」の固定的な「二重構造」として理解する「講座派理論」の呪縛から解き放たれてみれば、「町村制町村」の「地域自治」契機具有化の歴史的起点を那辺に求めるか、という研究課題が生じて来ざるを得まい。

なるほど、その直截的起点が「町村制町村」の成立時に求められることは言うまでもない。しかし、ここでの問題は、かの「二重構造」論の歴史的遡及たる、「町村制」施行に先立つ町村合併に、権力的作為のみを認める見地を棄却して、「地域自治」の変容がその合併に如何なる歴史的前提をもたらしていたか、という視座に立つことであろう。

前述したように、「連合町村」への歴史学的注目が、近代日本における「地方自治」を基礎づける自生的な団体的実存の探究という問題関心に立つものならば、その研究は右の視座によるべきではなからうか。

(二) 「連合町村」編製の歴史的前提

(1) 「大区小区制」

「連合町村」研究には、おそらく三つの方向からアプローチが試みられてしかるべきだと思われるし、実際、そのように進んでいると言えよう。

第一の研究方向は、「連合町村」編制に何らかの歴史的前提があると想定し、その追跡を試みるものである。たしかに、前述の如く、「地方三新法」施行に先だつて少なからぬ町村が合併しており、町村連合化への自生的な動きが、いわゆる「大区小区制」の時期にあつたことは間違いないからう。

荒木田岳は、「大区小区制」には、学校行政上において町村連合としての実質があるとし、それを根拠として、筆者などのように、「村請制町村」が同制下でも存続していることを指摘するだけでは、同制が制度として成立・存在した理由を説明できない、としている¹²⁾。

また、荒木田は、「大区小区制」と「地方三新法」体制とが、町村連合・町村合併を基盤とした「戸長管区」では連続している、とする。この見地から、「大区小区制」下の町村合併を町村側の「自発的」なものではなく、政府の促進策の結果であり、「地方三新法」体制の成立も、地租改正による「村請制町村」の解体がその決定的原因ではなく、「大区小区制」下での町村連合を町村合併へと展開させ、「新しい行政単位」を創出しようとする政府の「戦略的な

意図」の所産だ、と考える⁽¹³⁾。

こうした荒木田の所説を検討する前に、それが登場する学史的背景を一瞥しておく必要がある。

(2) 「地方自治」形成と町村

前述したように、中田薫は、近世以来の町村が維新後も実質的に存続していたとしつつも、それが政府の地方統治政策により欧米継受の「地方自治」制度の下へと徐々に吸収されていった、と見ていた。このように、「市制町村制」制定以前の時期について、中田はいわば近世以来の町村の「漸進的改造—変容」論とでも称すべき見地をとっていた。

これに対して、福島正夫と徳田良治は、「大区小区制」下では近世以来の町村は行政的に否認されており、こうした同制を生み出した官僚的な地方統治政策は程なく行き詰まり、一転して近世以来の町村に「自治」を認める「地方三新法」体制が成立した、と説いた⁽¹⁴⁾。

「大区小区制」に関する、官僚的な地方統治政策の所産たる近世以来の町村の行政的否認、という福島らの理解は、前述した「講座派」の「明治地方自治制Ⅱ二重構造」論へと連結されていく。その連結器の役割を演じたのが、明治一七年（一八八四）の地方制度改正についての理解だった。

この「一七年改正」の内容を、「連合戸長（役場）」編制の推奨と、その戸長の「官撰」化とを軸とすると把握し、ここで権力的に作爲された町村の連合化が歴史的前提となつて、「市制町村制」施行に先だつて実施された町村合併の権力的強制が可能になつた、と考えられていくのである⁽¹⁵⁾。

こうした連結方向が設定されてみると、官僚的な地方統治政策を一時的にせよ転換して、近世以来の町村に「自治」を認めた、

という「地方三新法」体制の理解が、近代日本の「地方自治」形成過程全体を官僚による権力的作爲一色に染め上げる歴史的理解の方向の中で、ただ一つ、その歴史的なベクトルの向きが逆になっていることに、いやでも気付かざるを得なくなる。

「大区小区制」—「地方三新法」体制—「一七年改正」—「町村合併」—「市制町村制」施行の全過程を、官僚的な地方統治政策の展開過程として一元的に描き出す、という試みに先鞭をつけたのは大島太郎である⁽¹⁶⁾。

たしかに、「地方三新法」体制下における町村の「自治」は、国家によつて法認されたものであり、そこで国家による住民把握が深化していく面がある⁽¹⁷⁾ことは、「国民国家」論を持ち出すまでもなく、間違いない事実である。ましてや、その「自治」の法的理解を、国家権力から本源的に自立した権利とは見ず、専らその分与と捉える、法学的国家論の理論的枠組みをもつてするものが、学問的自由の臨界点であつた明治国家下の現実に鑑みれば⁽¹⁸⁾、大島のような解釈も成り立たぬではない。

(3) 「地方民会」Ⅱ「ブルジョアの修正」説

しかし、大石嘉一郎は、「講座派理論」に対する戦後における最大の修正説である、明治国家を「ブルジョアの修正」を経た「絶対主義」とする見地をこの問題の理解に導入して、自由民権運動の圧力と限界が、「地方三新法」体制から「一七年改正」への、「自治」の法認から規制への政策展開を政府にとらしめた、との見解を提示し、大島の官僚一元論を批判した⁽¹⁹⁾。

大石の所論の前提には、国と地方の行政—財政的区分の進展過程を追跡し、「国政委任事務」の肥大化と「地方自治」制度の形成との両過程が併進—関連していることを明らかにした、藤田武夫の近代日本地方財政史研究がある⁽²⁰⁾。

国であれ、地方であれ、財政負担が肥大化する一方で、納税者の多くが「租税共済権」を根本の理論的基盤とする政治運動を支持しているとすれば、何らかの形でその「同意」を調達することなしに、そうした政策の執行を強行しきれまい、というのは至極もつともな歴史的判断だろう。その後、大石説は、「二七年改正」を専ら自由民権運動への対策として理解する、小林孝雄による立法史研究によつて補強された²¹⁾。

大石が自由民権運動に対応して「ブルジョアの修正」の核心と見る「地方民会」の開設は、たしかに七年(一八七四)一月十七日に左院へ提出された「民撰議院設立建白書」に対して、加藤弘之が時期尚早論を説き、その対案としてその開設を提議したことが、政府中央におけるこの問題へのアプローチの嚆矢であろう²²⁾。

そして、加藤の幕末以来の盟友である神田孝平が、八年(一八七五)六月二〇日から七月一七日にかけて開催された第一回地方官会議での「地方民会議問」の審議を領導し、区戸長会方式でのその漸進的開設という議決の実現に尽力した。しかし、政府中央や諸府県でその開設への積極的な動きが起こらないのを見て、自らが県令の任にある兵庫県において、すでに開設されていた町村会や区長会議を一元的な法制の下に再組織し、全管内で体系的に開設することを企てた。内務省がこの兵庫県の企てを取り上げ、全国化する法案に仕立て直した。法制局がこの法案の最終的な策定にあたったが、その担当者は、神田の下でこの企てを進めた前兵庫県権参事の静間健介と、小室信夫とともに「民撰議院設立建白書」を起草した古沢滋だった。さらに、元老院での法案審議で、代議制と多数決原理を法案に貫徹させたのは、これまた加藤の幕末以来の盟友である津田真道である。かくして、九年(一八七六)一月一七日付の太政官布告第一三〇号で、前出の「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」が制定されたのである²³⁾。

こうした経緯に徴すれば、「地方民会」開設の法制化は、「民撰議院設立建白書」への対案として政府の開明官僚(加藤・神田・津田はともに明六社の中核をなす旧幕臣系洋学者の同人²⁴⁾)によつて構想され、民権派も関与して実現した、と言つてよからう。

もつとも、これでは歴史的経緯の一半を解明したに止まる。そもそも、右の「建白書」が提出されるに至つた歴史的前提が問われねばなるまい。六年(一八七三)一月政変後、同年一月一九日に、正院内閣は、伊藤博文と寺島宗則の両参議を専任として「政体取調」に着手し、立憲政体導入の法制化作業を開始した。

これには、上院のみを開設する大久保利通の案と、二院制を当然視する木戸孝允の案が提議されていた。先の政変で下野した板垣退助らは、こうした政府内部の動きを見て、それに対抗し、そこに楔を打ち込み、政治的に巻き返す機会を掴むべく、あえて憲法制定でも国会開設でもなく、下院(「民撰議院」)開設のみを要求する「建白書」を提出したのである。前出の加藤の時期尚早論は、こうした板垣らの政治的介入を排し、政府自身の手による立憲政体導入の実現をはかろうとする立場からのものであり、自身も「政体取調」に参加していた左院の実質的なナンバー・ツーである一等議官に就任して作業に参加している²⁵⁾。

このように見てくると、「地方民会」やその前提をなす立憲政体の導入は政府、とりわけ開明官僚の主導で開始されており、政争に敗れた元政府首脳たちが起動させた自由民権運動の初発の要求内容を、欧米の市民革命との比較・類推を基礎として、「絶対主義官僚」へ突きつけた「ブルジョアの修正」要求とのみ、その外形の特徴から把握することは如何なものか。

左様に見てくると、立憲政体導入の前提として「地方民会」先行開設に踏み切つて制定された「地方三新法」²⁶⁾を、官僚的作為になる地方制度の「ブルジョアの修正」という形で、歴史的に位

置づけてよいかどうかは、余程再考を要すると言えよう。

（4）「大区小区制」と町村

とまれ、大石による修正を受けることで、官僚による権力的作為を基調とする、近代日本「地方自治」形成過程の、「講座派理論」の「ブルジョア的修正」説による全体像が組み上がったのである。これを平易な形で解説したのが大島美津子である²⁷。

筆者は、これを「古典学説」と呼び、幾つかの切り口から、その実証的解体に取り組んだ²⁸。その一つが、「大区小区制」下で行政的に否認されたと福島らが断じた、近世以来の町村についての理解である。それは、改租実施以前は、「村請制」の規範の下にあり、担税団体として税法上の法的地位を明確に維持している一方、全国的な統一法制を欠き、実際に府県によって千差万別な制度実態を見せている「大区小区制」の下で、全国的に共通な行政機構上の基礎団体となっている。

前引の荒木田所論は、こうした筆者による、「村請制町村」存続説と、それを根拠にした「大区小区制」＝官僚的統治機構＝色説への批判を、町村連合の存在を指摘し、その官僚的作為を推定して、却けようとしたものである。

荒木田が挙証とした、栃木県の学区と小区の編制上の一致ないし重複は、あくまで県の計画段階でのものにすぎず、実施された学区編制と小区編制とは必ずしも、というよりは、ほとんど一致・重複していない。さらに、学校経営母体となった町村ないし町村連合は、町村間の複雑な動きによって変更（離合集散）が繰り返され、学区制が廃止されていた時期をも含め、「連合町村」編制や町村合併における、町村の実際の組み合わせとは、一致・重複する形での実態的な連続性を認め難い。以上の事実が、奥田和美による現鹿沼市行域を中心とした実証的追跡によって明らかにされ

ている²⁹。

学校経営母体となる町村連合と、行政機関を構成する町村連合とは、両者間の重複した連続性が認められないのはもとより、それぞれ連合にも連続性が認められないか、あるいは乏しいのである。したがって、荒木田所論の、学校経営を基礎とした町村連合の実態的な連続性という認識も、またその官僚的作為なる推定も成り立たないのである。

もつとも、学校経営が町村連合化の一つの契機たり得ること、またそれをも含め「大区小区制」下に、町村間に連合化への動きが生じていることは、荒木田所論のうちから問題提起として受け取っておくべきだろう。これは、前述した町村合併の少なからぬ進展の事実を再吟味に付する必要とともども確認されねばなるまい。勿論、その際、「講座派理論」の垂流的残滓とも言うべき、官僚的作為なる原因推定に領けないことはあらためて言うまでもなからう。

結局において、荒木田所論は、「大区小区制」＝「地方三新法」体制＝「一七年改正」の歴史的推転要因を官僚的作為に求める「古典学説」を払拭する方向へは進んでいないわけだが、そこへ向かって探究を始めたのは松沢裕作である。

伊藤好一は、神奈川県事例から、「大区小区制」が近世後期に編制された「組合村」を歴史的前提とすることを指摘している³⁰。久留島浩は、この「組合村」のうちに、筆者流の表現を用いれば「地域自治」に相当するものの自生的な形成の端緒を見出す一方、「大区小区制」の編制により、これが権力的に解体・再編されると見ている³¹。

筆者は、久留島も「大区小区制」を官僚的作為と見る点で、「古典学説」の呪縛を脱し得ていない、と指摘した³²。松沢は、「組合村」がもつ対領主関係事務のための連合としての機能は、「大区

小区制」のうちに、その所属諸村の対県連合の機能として継承されたとし⁽³³⁾、「地域自治」の自生的形成への動きが限定的ながら継続していること認めている。

また、筆者は、「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」の元老院での審議内容を分析して、政府内に区戸長に区町村の「総代」機能を認める見地がある一方、それが近世の「総代」機能と連続するか否かについての定見がないことを明らかにし、これは「組合村」がもつ所属諸村の「惣代」機能が「大区小区制」で剥奪されたとする立場に疑義を呈した⁽³⁴⁾。松沢は、熊谷県の事例によって、県が「大区小区制」下において戸長の「惣代」機能を剥奪する意図をもたないことを明らかにするとともに、戸長がその機能を発揮できないために「地方民会」開設が構想されていくと見ている⁽³⁵⁾。

さらに、松沢は、「地方三新法」施行後の戸長役場連合の下で「一村観念」が形成され、これが「一七年改正」の歴史定前提をなすとし⁽³⁶⁾、「大区小区制」―「地方三新法」体制―「一七年改正」の歴史的推転過程全体に亘って、「古典学説」の官僚的作為論から脱却する見地を提示している。

こうした松沢の一連の研究に見られるように、「古典学説」からの脱却を目指す探究は「一七年改正」にまで到達している。今後、この立場が避けて通れない問題は、その見地を「町村合併」―「市制町村制」施行にまで推し及ぼし得るかどうかであろう。

(三) 小稿の課題

「連合町村」の歴史的前提を探究する、第一の研究方向をめぐる学史に関する、如上の検討から、それと、第二の研究方向である「連合町村」編製の歴史的経緯の追跡や、第三の研究方向であ

る「連合町村」と「市制町村制」施行とそれに先立つ町村合併との歴史的連関の考察とが、当然ながら、不可分の関係にあることが確認できるだろう。

筆者はすでに、第一の研究方向については、栃木県の鹿沼の事例をふまえ、研究課題の所在について、その一部を予示している⁽³⁷⁾。また、金沢県・石川県における郡村統治について主にその行政機構編製の面から、実態追跡を試みている⁽³⁸⁾。また、第二の研究方向については、石川県の吉野谷の事例によって、その解明の端緒を挿んでいる⁽³⁹⁾。さらに、第三の研究方向については、富山県の氷見における「町村制」施行に先立つ町村合併について検討し、それと「連合村」編制との歴史的連関を追跡している⁽⁴⁰⁾。

しかし、これらの作業はいずれも、「連合町村」編制の研究課題全体を取り扱ったものではない。冒頭で述べたように、ここでは、「連合町村」が編制される歴史的な前提と経緯、その後の「市制町村制」施行とそれに先立つ町村合併との歴史的連関などについて、栃木県と石川県の事例に即して検討を試みたい。

二 鹿沼における「連合町村」編制

(一) 栃木県の「大区小区制」編制

(1) 麩藩置県後の鹿沼

ここで検討の対象とする鹿沼とは、「平成大合併」により平成一八年(二〇〇六)一月一日付で編入された旧栗野町域を除く、現鹿沼市域である。

麩藩置県の実施時において、表1に示したように、鹿沼には三宿・五四村があった。これは、明治一〇年代に、内務省が各町村などの報告をもとに日本全国の地誌を編纂しようとした際に作ら

表1 鹿沼諸宿村の旧領主・石高と廃藩置県後の管轄

宿村	旧領主	石高(石)	管轄
鹿沼宿	宇都宮藩	1,699,40000	宇都宮県
	今宮神社	50,00000	同管下
	宝蔵寺	10,00000	〃
	薬王寺	10,00000	〃
	千手院	3,00000	〃
計	1,772,40000		
西鹿沼村	奥村辰三郎	342,70300	日光県
	藪光次郎	416,39500	〃
計	759,09800		
下府所村	山内源七郎支配	163,21900	日光県
花園村	足利喜久磨	342,70300	日光県
	石谷金之助	40,39450	日光県
磯山村	向山藤右衛門	218,06970	〃
	小林光之丞	341,78510	〃
	光明寺	7,00000	同管下
	計	607,23930	
	林右近	247,80500	日光県
上殿村	水野勝太郎	87,43760	〃
	根来親太郎	247,80500	〃
	小坂内藤助	87,43650	〃
	打越左大夫	87,43650	〃
	中桑兵庫	334,99900	〃
計	1,092,91960		
村井村	伊沢力之助	195,03500	日光県
	本田久七郎	394,50200	〃
計	589,53700		
日光奈良部村	仁木繪次郎	44,04370	日光県
	仁木繪五郎	140,40500	〃
計	184,44870		
上奈良部村	堀象五郎	453,53300	日光県
下奈良部村	榑谷岩太郎	27,20180	日光県
	小林光之丞	269,85820	〃
計	297,06000		
奈佐原村	山内源七郎支配	149,48600	日光県
塩山村	足利喜久磨	752,27100	日光県
	山内源七郎支配	72,82150	日光県
上野村	日光神	20,37500	〃
	富城静之丞	218,47750	〃
	計	311,67400	
藤川村	宇都宮藩	613,19400	宇都宮県
	愛宕社	10,00000	同管下
計	623,19400		
大和田村	足利喜久磨	131,84000	日光県
榑木村	山内源七郎支配	666,86300	日光県
赤塚村	壬生藩	591,54600	壬生県
亀和田村	壬生藩	627,91800	壬生県
野沢村	足利喜久磨	442,28500	日光県
磯村	壬生藩	669,54600	壬生県
	磯山神社	12,48900	同管下
計	682,03500		
玉田村	仁木繪次郎	629,65610	日光県
	向山藤右衛門	126,30000	〃
	瑞光寺	20,00000	同管下
計	775,95610		
武子村	藪光次郎	870,41000	日光県
柳窪村	多古藩	603,72370	多古県
	多古藩	65,39710	多古県
千渡村	足利藩	640,82500	日光県
	計	706,03210	
見野村	山内源七郎支配	361,90821	日光県
	樋川千之助	130,06479	〃
	下妻藩	52,13280	下妻県
	多古藩	599,28800	多古県
計	1,043,39880		
富岡村	多古藩	39,91500	多古県
	藪光次郎	499,49800	日光県
計	539,41300		
下達部村	宇都宮藩	153,79100	宇都宮県
笹原田村	山内源七郎支配	85,12688	日光県
	佐倉藩	216,60220	佐倉県
計	301,72968		
上日向村	多古藩	752,65830	多古県
下日向村	多古藩	579,01030	多古県
上野野谷村	小林光之丞	248,03900	日光県
酒谷村	山内源七郎支配	616,21800	日光県

深岩村	本多久七郎	37,72500	日光県
	仁木繪次郎	186,31200	〃
	満願寺	3,00000	同管下
計	227,03700		
下沢村	有馬権一郎	194,10350	日光県
	奥村辰三郎	76,93600	〃
	土屋金次郎	194,10350	〃
	宝光寺	2,00000	同管下
	佐倉藩	133,43200	佐倉県
計	700,57500		
引田村	日光靈巖	785,50600	日光県
	受安寺	2,00000	同管下
計	787,50600		
上大久保村	日光靈巖	355,77200	日光県
下大久保村	日光靈巖	242,24200	日光県
上草久村	日光神	674,92900	日光県
下草久村	日光靈巖	70,93900	日光県
上加藤村	山内源七郎支配	406,89558	日光県
	吹上藩	153,92342	吹上県
計	560,81900		
下加藤村	吹上藩	765,32500	〃
	興源寺	7,00000	同管下
計	772,32500		
上久我村	日光神	827,36500	日光県
下久我村	日光靈巖	660,24700	日光県
	普門寺	2,00000	同管下
計	662,24700		
野尻村	吹上藩	232,20800	吹上県
上石川村	須田程次郎	480,71470	日光県
	足利喜久磨	397,77000	日光県
計	878,48470		
下石川村	板倉小次郎	313,61920	日光県
白桑田村	足利藩	209,42263	日光県
	仁木繪五郎	139,75030	日光県
池ノ森村	村下承五郎	69,87520	〃
計	209,62550		
上茂呂村	佐倉藩	358,70650	佐倉県
下茂呂村	佐倉藩	300,17600	佐倉県
深淵村	足利藩	723,27660	日光県
	林右近	145,43560	日光県
西沢村	根来親太郎	145,43560	〃
	久志本左京	578,75100	日光県
	樋川千之助	145,43560	〃
	計	1,015,05780	
	三宅鉄五郎	57,91700	日光県
上南塚村	土屋金次郎	354,53900	〃
	有馬権一郎	354,53760	〃
	樋川千之助	171,60740	〃
	林右近	66,45600	〃
	根来親太郎	66,45600	〃
	樋川銀之助	66,45600	〃
	森川金三郎	57,91710	〃
下南塚村	鹿島社	5,00000	同管下
	宝蔵寺	10,00000	〃
	広蔵寺	7,00000	〃
	極楽寺	5,00000	〃
	薬師堂	3,00000	〃
計	1,225,88500		
油田村	足利喜久磨	641,97100	日光県
	勝願寺	10,00000	同管下
	計	651,97100	
	山内源七郎支配	214,17330	日光県
佐目村	南坂吉次郎	181,88310	〃
	大塚春次郎	206,22400	〃
	石谷金之丞	270,59710	〃
	計	874,87500	
佐目村	足利喜久磨	304,64000	日光県
板荷村	山内源七郎支配	2,238,44100	日光県

注1) 赤塚村は明治12年(1879)に北赤塚村と改称した。
 注2) 千渡・白桑田・深津3ヶ村の旧足利藩領の管轄は、出典の「日光県」に従ったが、足利県の譲りの可能性がある。
 注3) 上日向・下日向両村の旧領主は、出典では「多古藩」とあるが、多古藩の譲りと考えられる。
 注4) 上野野谷・酒谷両村は、6年(1873)8月15日付の行政区画改正以前に合併し、酒ノ野(野)谷村と改称している。
 注5) 上草久・下草久両村、上加藤・下加藤両村、上茂呂・下茂呂両村は、いずれも9年(1876)4月21日付の行政区画改正以前に見られる時期に、草久村・加藤村、茂呂村とそれぞれ合併・改称している。

れた資料の一つとも考えられている、「旧高旧領取調帳」所載のものである(41)。

これによると、近世以来の領主が単独で領有していたのは二宿・二八村で、全体の半分をやや超える程度にとどまり、残りの一宿・二六村は、複数の領主が治めている、いわゆる相給の状態にあった。領主もさまざままで、幕府直轄地でも代官支配もあれば、日光の東照宮や二代將軍などの靈廟を維持するための神領や靈屋領もある。全体に旗本領が多いが、諸藩の領知も散在している。

しかも、それらが複雑に組み合わさっているのである。最も領主が多かったのは上南摩村では、八名の旗本と五つの寺院や神社が領有する形になっていた。

これらのうち、幕府直轄の代官支配地、日光神領や同靈屋領、旗本領、寺社領は、戊辰戦争終結後の明治二年(一八六九)二月一五日付で設置された日光県の管轄に、廃藩置県以前から編入されていた。廃藩後、諸藩の領知は、その藩を引き継いだ県の管轄となったが、四年(一八七二)一〇月一月に全国の府県が大再編され、一月二二日までに三府七二県へと統合された(42)。

日光県は、廃藩置県以前の同年六月に、県庁の栃木町への移転と、「栃木県」への改称を政府中央へ願ひ出していた(43)。そういう事情もあり、同年一月一四日付の太政官布告第五九四号で、現栃木県域は栃木県と宇都宮県の管轄に整理・統合された(44)。鹿沼が属する都賀郡(のち上都賀・下都賀両郡に分離(45))は栃木県の管轄となり、ようやく近世以来の複雑な統治のあり方は解消へと向かっていったのである。

(2) 栃木県の「大区小区制」

栃木県は、明治五年(一八七二)に、管内の郡村統治機構の整備に取りかかった。他の府県と同様、廃藩置県以前の四年(一八

七二)四月四日付の太政官布告第一七〇号で制定された「戸籍法」(46)にもとづく戸籍制度が五年二月一日から実施される(同布告文)のに備えて戸籍編製のための区画を設け、同時にそれを行政区画としても用いることとし、五年三月一八日付で、都賀郡の四町・一九宿・三六五村を三四区に分ける(47)とともに、同年三月付で各区に正副戸長、各町宿村の名主・組頭・百姓代を置き、それぞれ定員を表2のように設ける方針をとった(48)。

正副戸長に定員を設けた趣旨は、そうしたなかつた場合、「漫ニ数名差置テハ、一ヶ年給及諸入費相嵩ミ、区内へ分課収入ノ節、窮民益貧糞ニ窘メラレ可申ト推案イタシ候」ためであり、名主・組頭・百姓代の定員設定も同様で、「情実差間、殊ニ諸入費賦課収没ノ時ニ困苦スルハ目前ノ儀」となるのを回避するところにある、とこの方針策定者が説明している(49)。

しかも、この定員規定は、かなり弾力的に運用する方針で、「僻陋ノ村落并宿村等ノ如キ戸数ノ疎密及ヒ石高ノ多寡ニ拘泥セズ、土地ニ広狭、事務ノ閑忙ニ因リ斟酌増減可有之事」という但書が付されている(50)。さらに、同じく三月付で布達された「郷村役人進退方心得書」(51)の第一条では、次のように定められている。

- 一 今般ノ定限ニ過ギズシテ平穩無事ニ治リ居リ候郷村ハ当分従前ノ通り据置ベキ事

但、欠員・冗員ニ涉ル所ハ定員規則

表2 正副戸長・名主・組頭・百姓代の定員(明治5年3月)

区内戸数	戸長	副戸長	町宿村石高	名主	組頭	百姓代
500~669	1	1	300未満	1	1	1
			300~	1	2	2
700~1099	1	2	600~	1	3	3
			1000~	1	4	4
			1500~	1	5	5
1100~1500	1	3	2000~	1	1000石につき1名増員	

二 照準シ増減スベキ事

定員設定の趣旨が人件費負担をめぐる町宿村内の紛議を未然に防止するところにあつたのだから、特段に問題がなければ現状維持で構わない、というのは至極当然な話だろう。もつとも、「欠員・冗員」状態にあるところは「定員規則」の規定通りに増減することを求められてはいる。しかし、これとても、そうした「状態」の判定を誰がどのような形で行なうのか、なんらの規定も設けられていない。それは町宿村側の自主的な申し出を期待するか、せいぜい正副戸長の指導に委ねるとというのが、この問題での県の対応の実際だったと見てよからう。

名主・組頭・百姓代は現状維持でよいとしても、正副戸長は新たに撰任せざるを得ない。問題は、誰が、どのような人々の中から、どのようにして選ぶかである。

この「心得書」の第六条には、正副戸長の撰任候補者が次のように定められている。

- 一 戸長及副ノ儀ハ従前ノ肝煎役・大荘屋・大総代・大年寄・取締役等又ハ名主・組頭以上ノ内ヨリ撰挙スベシ、尤時宜
 - ニ臨ミ小前ノ内ヨリ拔擢スル等ハ格別ノ事
- 但、實屬ノ者交互居住ノ場所ハ士卒ノ内ヨリ臨機登用スベキ事

候補者の範囲は従来の町村指導者層であり、「小前」からの抜擢や、士族・卒の居住地での彼らの登用という余地も一応残してはいる。問題はその撰出方法だが、第七条で次のように定めている。

- 一 右撰定方ハ各区内限村々百姓代以上ノ者へ名刺ヲ投ゼシメ、或ハ一紙連署ヲ以テ願ハシメ、双方トモ探索及ビ開見書等ニ照合シ人望得喪正邪才否ヲ查了シ、然ル後二名刺・願書トモ或ハ用ヒ或ハ捨テ一決スベキ事

但、名刺ハ一番ヨリ三番迄ノ高人名ヲ採扱スベキ事

右の候補者層に百姓代を加えて有権者とし、彼らに公撰させ、上位三名のうちから県が撰任するか、あるいは彼らに協議させて推薦名簿をまとめさせ、その登載者を県が個々に審査して採否をきめるか、のいずれかをとることとなっている。要するに、既存の町村指導者層とその周辺にまず互選させて候補者を絞り込み、県がそれを審査して決めるという方式であり、これによって既存の町村指導者層のあり方が大きく変更されることはあり得ない。

正副戸長の撰任の実態に即して見れば、この点はより鮮明な形で透視できるだろう。史料が伝存する都賀・寒川両郡について見れば、欠員一名を除く五四名の正副戸長のうち、名主を兼ねる者は二八名で、過半の五一・八五パーセントに達している

(52)。鹿沼では、表3に示したように(53)、都賀郡第四区の副戸長兼名主に赤塚村(のち北赤塚村と改称)の桜井貞三郎や、同第二四区の戸長兼名主に磯村の登山理左衛門らが就任している。

この名主や組頭の撰任方法は第八条に、次のように定められている。

- 一 名主・組頭ノ儀ハ一村一宿限、小前一統へ入札セシメ、或ハ一紙連署ヲ以テ願ハシムルノ外、撰

表3 明治5年3月の都賀郡各区(鹿沼)の正副戸長

区	宿村	役職	氏名
第四区	赤塚村	副戸長兼名主	桜井貞一郎
第二四区	磯村	戸長兼名主	登山理左衛門
第二六区	日光奈良部村	戸長	鈴木伝作
		副戸長兼名主	鈴木小金吾
第二七区	鹿沼宿	戸長	山口与左衛門
		副戸長	江田金次
第二八区	下日向村	副戸長	川田仁三九
	油田村	副戸長	中島喜代司
第三〇区	下大久保村	戸長	榎淵喜一郎
第三一区	板荷村	戸長	山本吉郎
第三二区	武子村	副戸長	三品宗八

注) 区の番号の表記は出典に従った。

定方ハ都テ前条ノ通タルベキ事

名主・組頭の場合は、公撰方式の有権者が「小前一統」となり、推薦方式の母体が町宿村となっているが、最終的な決定権が県にある点が変わらない。これも、村方騒動が起こっているようなところでは、公撰方式が相応しいだろう。そうでない「平穩無事」なところは、それぞれの町宿村が伝来してきた慣習に従って候補者を一本化できるはずだから、推薦方式が妥当であろう。

なお、百姓代の撰任については、前出の方針では「進退ハ下方二任ス」⁽⁵⁴⁾ことになっている。

このように、名主・組頭の撰任方法もまた、既存の町村指導者層を著しく変更する結果が生じようとは思われない。そうした名主が正副戸長の過半を占めるとすれば、栃木県における「大区小区制」の編制は、人的側面では、既存の町村を母体として組み上がったのと同じと見るべきではなからうか。

こうした中で、県がこだわっているのは、右の「心得書」の第五条で「戸長副・名主・組頭・百姓代ヲ除クノ外ハ肝煎・年寄等ノ名目ヲ始メ、都テ廃止ノ旨布告スベキ事」と定め、さらに県の戸籍掛がやはり同じく三月付で布達した「新役心得書」⁽⁵⁵⁾の第一条でも「役名ノ儀ハ戸長副・名主・組頭并小前惣代ノ者ヲ百姓代ト一定スルノ外、従来ノ肝煎役・大庄屋・取締役・大惣代・大年寄・村代・町代等ノ名目ハ都テ自今相廃止候事」と定めているように、「郷村役人」の名称を統一することである。

統一されたのは、役職名だけではない。給料も統一されている。「新役心得書」の第二条で「従前ノ給料并ニ役高引石又庭役等ノ類都テ相廃止候事」とした上で、同第八条で「戸長以下組頭迄ノ給料、別紙ノ通改正候事」と定めている。なお、この統一された給料を掲げる「別紙」は史料を欠いているので、その内容は不明である。

そもそもこの定員設定の趣旨が、前述したように、人件費負担をめぐる町宿村内紛議の未然防止にあったことに鑑みれば、役職名の統一に幾分でも「冗員」削減の効果を期待したのであるうと思われるし、史料を欠いているため、給料の統一が直ちに人件費の削減へと結びつくかどうかは確認できないが、少なくとも今後における増加を防止する効果をもつことは間違いないからう。

そうであるとするれば、これらの措置は、前述した撰任の方式や実態とあいまって、既存の町村秩序を維持・補強する方向でのものであると言えるだろう。そして、それはまた、栃木県における「大区小区制」の歴史的 성격の一面を物語ってもいよう。

(3) 荘屋・名主などの名称廃止の影響

栃木県が新たな郡村統治機構を発足させてほごない、明治五年（一八七二）四月九日付の太政官布告第一一七号で、政府が荘屋・名主などの名称を廃止したため⁽⁵⁶⁾、栃木県では困ったようである。政府にその趣旨や事後の措置を二度に亘って問い合わせられている⁽⁵⁷⁾。政府の回答が五月二日付で出た⁽⁵⁸⁾のを受け、県は同月七日付で区画の改定と、各区・各村の正副戸長の定員を定める⁽⁵⁹⁾。

郡ごとに区画を決めて番号を付けていたのをやめ、県内を七七区分に分けて通し番号を付けることにした。また、各区に正副戸長各一名を置くとともに、従来の名主・組頭に代わるものとして、各村（町宿）にも正副戸長を置くこととした。村（町宿）の正副戸長は、戸数に応じて定員を表4のように定めたのである。

これにより、区の正副戸長と、村（町宿）の正副戸長が並存することとなったのである。こういう紛らわしい制度を定めたのは、これまでの町宿村の組織を保持し、あくまでそれを基礎団体として、郡村統治機構を組み上げていこうとする、県の統治方針の故だろう。

また、「百姓代、什長、伍長等ノ如キハ郷村吏ノ列ニアラズ、故ニ定員及ビ進退ハ勿論、其事務ニ關スルト關セザルトノ類、都テ下方便宜ニ任セ、官コレヲ興^{（57）}。リ聞カズ」とし、百姓代以下については町宿村に全面的に委ねている。

栃木県は、前出の「定員規則」や二つの「心得書」によって既存の町村秩序を維持・補強して、その上に郡村統治機構を組み上げようとしていたが、他面、そうした維持・補強のための措置自体が町村の内部へ県が介入・規制していく契機となっていたことも見逃せまい。

ところが、荘屋・名主などの名称廃止に対応してとられた右の措置は、町村を基礎団体とした郡村統治機構の編制に腐心するあまり、百姓代以下を県の管掌外に置いたところに見られるように、町村の内部への介入・規制に自ら制限領域を設ける結果となっているのである。

したがって、栃木県に関する限り、荘屋・名主などの名称廃止は、「古典学説」が説くように、近世以来の町村を行政的に否認するどころか、あくまでそれに依拠せんと対応を生じており、官僚的作為になる地方制度形成の起点としての歴史的意義を付与するのとは、逆行的な影響の実態を看取せざるを得ないのである。

表4 各区・各村(町宿)正副戸長の定員 (明治5年5月)

区	副戸長	
	戸長	副戸長
定員	1	1
村(町宿)(戸数)	戸長	副戸長
30未満	1	0
30~69	1	1
70~109	1	2
110~149	1	3
150~199	1	4
200~299	1	5
300~399	1	6
400~499	1	7
500~699	1	8
700~899	1	9
900~1099	1	10
1100~1399	1	11
1400~1699	1	12
1700~1999	1	13
2000~	1	500戸毎に1名増員

(4) 大区と町宿村用掛の設置

しかし、やはりこうした制度には無理があったと見え、明治五年(一八七二)一月二十七日付で地方行政を管掌していた大蔵省に「区長・副区長事務取扱規則并心得方」の制定を伺い出ている。従来の区を大区・小区に再編制し、大区に正副区長、小区に正副戸長を、それぞれ置こうという案だったが、そのままの形では実現しなかった⁽⁶⁰⁾。

県は、翌六年(一八七三)二月二〇日付で県内を九大区・七七小区に分けた⁽⁶¹⁾。しかし、大区は設けたものの、「但、区長、副区長ノ儀ハ詮議ノ廉有之候ニ付、当分不置候事」として、吏員(したがって行政機関)を配置しなかった。つまり、大区は単に行政区画としてのみ設けられたにすぎなかったのである。

同じく三月付で戸長の制度も次のように改正した⁽⁶²⁾。

- 1 「従前ノ各区戸長副ハ一同改テ、各小区戸長副申付候事」とし、従来の区を小区と改称し、その正副戸長を引き続き小区の正副戸長へスライドさせた。
 - 2 「是迄各(村・町・宿)戸長副トモ、一同在村ノ者ハ村用掛、在町ノ者ハ町用掛、在宿ノ者ハ宿用掛ト改称候事」とし、さらに「但、是迄各(村・町・宿)戸長副トモ改称候上ハ都テ同等タルヘキ事」とし、従来の村町宿の正副戸長を一律に同格の村町宿の用掛と改称した。
 - 3 「各小区戸長副并ニ各(村・町・宿)用掛定員ノ儀ハ従前ノ通可相心得事」とし、小区の正副戸長と村町宿の定員は従来通りとした。
 - 4 「是迄ノ各(村・町・宿)百姓代、什長一切相廃候事」とし、従来の百姓代や什長を廃止した。
- 従来の区を小区とし、正副戸長の役職名をその吏員に限定する一方、町宿村の正副戸長を一律に同格の用掛に改称し、百姓代以

下を廃止したのである。

大区が単なる行政区画にすぎないから、小区の方には実質的な変化はないと言えよう。しかし、町宿村の方は、その内部に介入し、近世以来の名主・組頭・百姓代を廃止し、用掛に一本化したのである。これは、たしかに規制の町村秩序に対する官僚的な介入・規制と見てよい。問題はそれがどれほどの深度をもつかであろう。

とまれ、県—大区—小区(正副戸長)—町宿村(用掛)という郡村統治機構が一応出来上がったのである。

(5) 新栃木県の成立

明治六年(一八七三)六月一五日付の太政官布告第二一四号で、栃木県と宇都宮県が合併し、新たに栃木県が設置された⁽⁶³⁾。新栃木県は、合併以前の同年二月一〇日付で旧栃木県令の鍋島貞幹が旧宇都宮県令を兼任していた⁽⁶⁴⁾という事情もあり、旧栃木県の行政機構を県域全体に拡大する方針をとっている。

新栃木県は、同年七月二三日付で、小区の正副戸長や町宿村の用掛について、職務・給与・定員を定めた⁽⁶⁵⁾。

戸長は、各区一名とし、月給を上等七円、中等六円、下等五円とした。副戸長は、各区とも二名に改め、「土地ノ繁閑、人口・戸数ノ多少等ニ寄り、實際上斟酌増減アルベシ」とし、月給を上等四円、中等三元五〇銭、下等三元とした。

また、「各小区御用取扱所へ小仕一人宛テ可置事」して、小区の「御用取扱所」に小仕一名を常置させ、給料は年額五円未満に制限した。さらに、この「御用取扱所」へ其区内各(村・町・宿)用掛一人宛順番ヲ以テ当直イタシ、昼夜公用ノ差支無之様可致事」とし、「御用取扱所」に用掛を順番で当直させることにしている。

一方、用掛の給与は、「用掛給料ノ儀ハ追テ相達候迄、従前ノ

取立方并ニ金額等各(村・町・宿)適宜ノ方法、戸長副ニテ篤ト調査致シ、不都合無之様、可支給事」とし、各町宿村を管轄する小区の正副戸長が実情をよく調べて、その賦課・徴収方法を適宜決めよ、と丸投げされている。前述したように、その小区の正副戸長は、用掛と改称された町宿村の旧名主の兼任者が過半を占めているのである。

さらに、九月一八日付で用掛の定員も廃止され⁽⁶⁶⁾、「増減致シ度願ノ向ハ、實際ノ事情篤ト調査ノ上、可聞届事」として、これも各町宿村の実情に任されている。

これを要するに、副戸長を一律二名にし、小仕一名を常置して小区の吏員を増やし、これを順番で当直する用掛一名で補強することで、小区の行政機能を高め、他方、町宿村の内部への介入・規制を抑制する方向へ転じている、と言えよう。おそらくは、前出の一連の介入・規制強化策が町宿村に容易には受け容れられず、小区を機能強化して、それを郡村統治の要にする方針へと転換したものと見られる。

このように、新栃木県の成立を機に、「大区小区制」の官治的性格の証左とされる、小区を要とした郡村統治へと、一見したところ向かっているかに思われる。

しかし、小区の運営は、用掛の順番当直によって、むしろ既存の町村指導層への依存を強めている。この点に徴しても、一律二名となった副戸長の撰任が彼ら以外に人材を求める方向でなされた、とは考えにくからう。しかも、町村内部への介入・規制の方は抑制する方向へと転じているのである。

したがって、小区を郡村統治の要にしようとしていることは間違いないが、それは既存の町村秩序を解体するものではなく、むしろそれへの依存をより強めるものだった、と考えられる。

(6) 正副戸長の準県吏化と正副区長の任命

新栃木県は、明治六年（一八七三）八月一日付で、県内を一三大区・一一四小区に分け、一六二五村町宿を所属させる、行政区画の改正を行なった⁽⁶⁷⁾。

これにより、鹿沼の諸宿村は、表5に示したように、第一大区八ノ小区に奈佐原・楡木両宿と藤江村など九ヶ村、第二大区二ノ小区に上日向村など一〇ヶ村、同三ノ小区に樺山村など二四ヶ村、同四ノ小区に鹿沼宿と西鹿沼村など三ヶ村、同五ノ小区に下沢村など一〇ヶ村、同六ノ小区に玉田村など八ヶ村、同七ノ小区に武子村が所属することとなったのである。

政府は、地方行政における区戸長の役割を重視し、七年（一八七四）三月八日付でその地位を官吏に準ずるものと定めた⁽⁶⁸⁾。

県は、これを受けて、同年七月八日付で、小区の戸長の等級を県の官吏の準等外一〜三等、副戸長を準等外四〜六等とした。もっとも、月給額はともに据え置かれている⁽⁶⁹⁾。

さらに同月一二日付で、「戸長副取扱方心得」を定めて、「戸長副等外官吏ニ準シ候上ハ、言辞応接ノ際、少シク意ヲ可加事」とし、県吏が彼らに應對する際の言動を注意するよう通達した⁽⁷⁰⁾。

つまりは、県吏に対して、幕府や諸藩の役人が村役人に接したときとさほど変わらない従来の態度を戒めたわけである。しかし、県吏の等級とこの等外級との相互関係をめぐって、県庁内で議論が起ころ始末で⁽⁷¹⁾、福沢諭吉が当時から問題にしていたような「官尊民卑」の風潮⁽⁷²⁾を是正する方向での、県官の意識改革には程遠かったようである。

しかし、政府による区戸長の準官吏化措置のねらいは、府県の郡村統治が強化するところにあることは明白であり、右のような形式的な対応ではすまされなかったと見られる。

翌八年（一八七五）に入ると、政府の実質的な最高指導者であ

る参議兼内務卿の大久保利通が内治の充実に本腰を入れて取り組み始め、また地租改正事務局総裁を兼ねて改租事業の方針を拙速主義と減租防止優先へと転じ、その九年中一斉完了へと強行されていく⁽⁷³⁾。

栃木県も郡村統治の強化へと乗り出していく。同年一〇月二二日付で、正副戸長に対し伍組の再組織を指令し、併せて「伍長心得書」を布達した⁽⁷⁴⁾。

1 「伍組之義ハ是迄屋敷番号番号之順次等猥雑組合セ有之哉ニ相聞不都合之事ニ付、以来右等之類改正致番号之順次ヲ遂整調組立可申事」とし、また「凡一組ハ五家ヲ以相定ト雖モ其地之便宜ニヨリ十戸乃至十四、五戸計ニ至リ候等ハ不苦候事」として、五戸から一四、五戸の範囲で再組織する。その上で、正副戸長は、伍長の名簿を県庁へ提出する。

2 「伍長ハ其伍中ヲ一家ノ如ク懇切ニ世話致シ専ラ和順協議ヲ旨トシ御趣意ヲ遵奉シ農事家業ヲ専ラ相励マシ百之細事ニ至ル迄篤ク注意シ安全保護スル事緊要タリ」とし、町宿村住民間における伍長の役割の大綱を示した上、①戸籍の管理、②布達の徹底、③租税の円滑な上納、④相互扶助の主導、⑤遊惰な住民への教誡など、その内容を列挙している。

ついで、県は、同年一月九日付で、「地租改正ニ付、人民心得書」を布達し、改租事業に本格的に着手した⁽⁷⁵⁾。

そして、同月一日付で、それまで欠員のままだった、大区の正副区長を任命することとし、その等級と給料を定め、併せて戸長のそれらを改正し、併せて「正副区長并正副戸長職掌」を定め、さらに戸長補を新設した⁽⁷⁶⁾。

1 区長は準一二等・一一円と準一三等・一〇円、副区長は準一四等・九円と準一五等・八円とする。

表5 「大区小区制」下の行政区画と鹿沼諸宿村

宿村	6年8月15日付改正	9年4月21日付改正
鹿沼宿	第二大区四ノ小区 (1宿3村)	第一大区十小区 (1宿21村)
西鹿沼村		
村井村		
花岡村		
樺山村	第二大区三ノ小区 (14村)	第一大区十小区 (1宿21村)
上殿村		
下府所村		
日光奈良部村		
上奈良部村		
下奈良部村		
上石川村		
下石川村		
白桑田村		
上茂呂村		
下茂呂村		
深津村		
枳蔭村		
千渡村		
藤江村	第一大区八ノ小区 (2宿10村)	第一大区九小区 (2宿24村1新田)
大和田村		
上野村		
池ノ森村		
奈佐原村		
塩山村		
楡木村		
赤塚村		
亀和田村		
野沢村		
磯村 (七ツ石村)	第二大区六ノ小区 (9村)	第一大区十一小区 (2宿22村)
玉田村		
富岡村		
西見野村		
東見野村		
新見野村		
下遠部村		
笹原田村		
板荷村 (小来川村)		
上日向村		
下日向村		
酒ノ谷村		
深岩村		
西沢村		
上南摩村		
下南摩村		
油田村		
佐目村		
野尻村 (半田村)	第二大区五ノ小区 (10村)	第一大区十一小区
下沢村		
引田村		
上大久保村		
下大久保村		
上草久村		
下草久村		
上加園村		
下加園村		
上久我村		
下久我村		
武子村 (文挾村)		

注1) 鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼市史』下巻、同市、1968年3月、34~46頁を参照。
 注2) 括弧内は、所属する宿村数、また鹿沼以外の主な宿村を示す。
 注3) 『旧高旧領取調帳』所載の見野村は、明治6年(1873)8月15日付の行政区画改正では西見野・東見野・新見野3ヶ村に分離し、9年(1876)4月21日付の改正では再び合併して登場している。
 注4) 同上所載の上酒野谷・酒野谷村は、6年には合併して酒ノ谷村、9年には酒野谷村として登場している。
 注5) 同上所載の上茂呂・下茂呂両村と上草久・上草久両村は、いずれも9年には合併して、茂呂村、草久村として登場している。
 注6) 同上所載の上加園・下加園両村は、6年には上加園・上加園両村、9年には合併して加園村として登場している。

2 「正副区長ハ大区ニ置ト雖トモ便宜ニヨリ小区ニ在勤シ其事務一切担任ス」とし、独自の「御用取扱所」を設けず、小区の吏員とともに勤務する体勢をとった。もともと、「公務ノ万機ハ県庁ノ主任課へ稟議遵行スヘシ」とし、県への強い隷属を要求されている。

3 戸長は準等外一等・七円と準等外二等・六円、副戸長は準等外三等・五円と準等外四等・四円とした。正副戸長とも、それぞれ最下位の等級を一つ減じ、戸長の給料の下限を一円、副戸長を一円五〇銭引き上げ、全体として彼らの給料を引き上げている。

4 「正副戸長ハ小区内ノ事務都テ正副区長ニ商議シテ之ヲ取扱フヘシ」とし、正副戸長は小区の「御用取扱所」に在勤する正副区長の指揮に従うことが要求されている。もともと、「但、正副区長ノ在勤ナキ区ハ専ラ事務ヲ総括スヘシ」とし、正副区長が在勤しない小区の「御用取扱所」は従来通りとされている。

5 「自今村町宿用掛ノ上ニ戸長補ヲ置ク」こととし、「其村町宿用掛ノ事務ヲ総括シテ正副区戸長ノ指揮ヲ受ケ一切取扱フヘシ」とした。戸長補は、区戸長の指揮を受けて、用掛を統括することが要求されている。もつとも、「準等ナシ、尤其俸給ハ該村町宿ノ協議ニ任カス」とし、準県吏とはされず、給料も管轄する町宿村の協議に委ねている。

こうして、改租事業の実施に対処し得るように、県—大区（正副区長）—小区（正副戸長）—（戸長補）—町宿村（用掛）—（伍長）という形に郡村統治機構が組み立て直されたのである。県は、小区の「御用取扱所」の場を軸に町村指導層への統制を一举に強化し、町宿村の内部への介入・規制も従来に見られなかった深度へと達した、と言つてよからう。

しかし、強化されたかに見える郡村統治ではあつたが、そもそも小区の数、したがつて正副戸長の人数が多すぎることもあり、その人件費の確保に苦勞しているという一面も見逃せまい。また、区戸長を準県吏として彼らへの統制を強め、彼らが県サイドへ引き寄せられれば、当然、町宿村の住民との距離が従来よりも広がらざるを得ない。これも、その人件費確保を困難にする要因の一つとなるのは必定だろう。

県は、右の一連の措置に先立つ同年二月一〇日付で、「戸長副給料徴発並支給手続概則」を定めている⁷⁷。「各区戸長副月給ノ義ハ本年一月ヨリ概則ノ通り県庁ニ於テ取立・支給候」とし、正副戸長の給与に充てる経費の徴収と支給を県庁が直接に行うことにしている。

もつとも、その賦課方法については、「右給料徴発方ハ各区戸数・元石高・分限割等、区々従来ノ仕来ニ依テ適宜ニ可任」とし、戸数（均等）割・石高割・分限（不均等な戸数）割など、従来の方で住民各戸へ賦課することとなっている。さすれば、県吏

が「取立」に関与する場合は、町宿村にまでは及ばず、やはり小区の「御用取扱所」と見るべきだろう。

この措置は、前述した郡村統治の強化策としての面があることは勿論だが、他面、準県吏に位置づけてはみたものの、正副戸長の給料が十分保障されていない事情がその背景にあることも想像されよう。そうであれば、前述したように、町宿村へ丸投げした、用掛の給料にいたつては、県の規定通りに支給されているかどうか、はなはだ心許ない限りだったと思われる。

（7） 郡村統治機構の再編

栃木県は、明治九年（一八七六）四月二一日付で、各村町（宿）の用掛を廃止して再び正副戸長を置き、行政区画を改正して四大区・五二小区に再編制し、小区の「御用取扱所」を区務所と改称した。そして、「各区吏員職制」と「区長・書記定員并給額」、「各村町吏員職制」と付則の「正副戸長定員」と「給料賦課法」および「給料支給法」を定めた⁷⁸。

1 大区は一三から四に三分の一以下に減らし、再び単なる行政区画へ戻した。小区も一一四から五二へ半分以下に減らし、正副区長を置くこととした。見方を変えれば、従来の大区を増やして小区と改称し、数が多すぎた従来の小区を廃止したとも受け取れる。

2 各小区の正副区長は、定員を各一名とし、その月給は各等とも一円ずつ引き上げた。また、各小区に書記一名を常置し、その月給は一等・七円から四等・四円の各等一円刻みとした。書記の月給額は、従来の小区の正副戸長のそれに相当している。この給料制度を見る限り、従来の正副戸長を正副区長の一部を昇任させ、一部を書記に任用した、と考えられる。つまり、従来の小区を統合して、その吏員の地位を従来の大区

並へと引き上げたのである。これまた、見方を変えれば、大区の小区化⁸⁰に由来の小区の廃止ということになる。

3 正副区長の給料に充てる経費は、前出の「概則」に従って、県庁がその経費を徴収・支給する。書記の方は区長が賦課・徴収・支給する。

4 正副戸長の定員は、五〇戸未満の村町(宿)が正副どちらか一名、五〇戸以上二〇〇戸未満が戸長一名とし、副戸長は五〇戸毎に一名ずつ増員し、二〇〇戸以上は副戸長を一〇〇戸毎に一名ずつ増員する。

5 正副戸長の給料に充てる経費は、一戸あたり三〇銭以上、五〇銭未満を基準とし、三分の一を各戸に割り当てる戸数(均等)割、三分の二を旧石高(石高割)・地価(地価割)・分限(見立割)不均等な戸数割・禄高(士族)に割り当てる。その徴収は、毎年二・五・八・一の四度に分けて行なう。石高割と地価割が並列されているのは、改租事業が進行中なので、それが終了したところから石高割から地価割に変更する、という含みだろう。

6 正副戸長の給料額は、徴収総額を副戸長の人数に応じて正副で案分する。その案分方式が、正副各一名の場合は正六・副四、副のみ二名の場合は副五・副五に折半、正一名・副二名の場合は正四・副三・副三などと例示されている。

ついで、同年五月一日付で、各小区の事務取扱所を「第何大区第何小区区務所」、また各村町(宿)は「何村・何町事務所」と称することとした⁷⁹。その多くは、町宿村の住民ならば誰一人知らぬ者のあるはずのない、かつての名主宅と重なるであろう、正副戸長の私宅をわざわざ「何村・何町事務所」と呼ばせて、県の末端行政機関が所在する場であることを顕示せしめようとしているのである。

さらに、同年七月三日付で、「正副区長事務章程」が制定された⁸⁰。同「章程」では、社寺の創立・廃毀など三九ヶ条の県庁稟議事務と、戸籍の管理など二〇ヶ条の専決―事後具申事務とが列挙されている。ここに、既存の町村指導者層から吸い上げてきた正副区長に、県吏並の行政事務執行の規範が付与されたのである。

このようにして、小区の区務所が相当な行政事務執行能力を持つようになり、県の郡村統治の在地橋頭堡となるならば、個々の町宿村が固有する行政機能に全面的に依存せずともやっていけるはずである。むしろその行政経費(人件費)を小区に吸い上げて、その人件費財源の補強に充てた方がよい、と考えられていったのだろう。

かくして、同年七月一七日付の県達乙第一七九号で、以下のよう布達されるのである⁸¹。

毎村二事務処ヲ置キ候テハ多少之入費ニ関シ候儀ニ付、少村ハ数ヶ村ヲ合シ土地之広狭ニ応シ三百戸或ハ五百戸以上ニ便宜一ヶ所ヲ置キ、市街接近之地ハ戸数ニ不拘可相成丈ヶヶ処ヲ要シ候様、専ラ入費減省ノ見込ヲ以区内協議之上取調、

来八月三十一日迄可申出、此旨布達候事

町宿村の「事務所」について、市街地に近接する町宿村は現状のままとする一方、それ以外の諸村は、三〇〇戸から五〇〇戸を基準として、複数の村の「事務所」を統合するよう、専ら経費節減の観点に立つて小区内で協議し、一ヶ月半後の八月三十一日まで、その結果を報告せよ、と指示している。

市街地から隔たつて立地する諸村に限定されてはいるもの、これは栃木県が初めて明文化した、諸村の連合化を推奨する政策である。改租事業の推進体勢づくりを背景に、既存の町村秩序を支えてきた町村指導層や経費財源を、県の在地橋頭堡化した小区の区務所へと吸い上げ、その行政機能を高め、従来の町村全面依存

から脱却する手がかりを得つつあるという経緯の中で、この諸村連合化推奨政策が打ち出されたことは、「連合町村」編製の歴史的前提を探究する際、見落とすわけにはいくまい。

同年八月八日付で、「正副区長給料徴発支給規則」が制定される⁽⁸²⁾。

「各区正副区長給料ヲ管内一般へ賦課」（第一条）し、「賦課ハ金額ヲ三分シテ、当分旧石高へ二分、戸数へ一分ヲ賦課ス、尤、地租改正以後ハ石高割ヲ廃シ地券金高ニ賦課ス」（第二条）ることとした。一年を一月から六月と七月から一二月の二期に分け、前半は一月一五日までに賦課して二月一五日までに徴収し、後半は七月一五日までに賦課して八月一五日までに徴収することとした（第一条）。

そして、小区の正副区長各五二名分の半期分の給料総額六八六四円のうち、三分の二を石高割とし一石につき〇・〇〇四八三六六円、三分の一を戸数割とし一戸につき〇・〇一八三八〇一円を管内全体に賦課する、という「給額賦課概則」（第六条）を提示している。

これによって、正副区長を出身母体である特定の町宿村の拘束から給料面で解き放つて、その準県吏化を完成させたと言える。そして、小区の区務所は、県の在地出先機関としての様相を、いよいよ濃くしていかざるを得まい。

同年九月二十八日付の県達乙第二三三七号で、「各村伍長定方之儀、是迄区々ニ相成居候向モ有之哉ニ相聞不都合之次第第二付、自今伍中一同公撰ヲ以相定候様可致、此旨布達候事」とし、伍長の公撰を定めた⁽⁸³⁾。先の「伍長心得書」に続き、その公撰を制度化して、町宿村の内部への介入・規制も強めているのである。

こうした一連の制度改正によって、大区（正副区長）—小区（正副戸長）—（戸長補）—町宿村（用掛）—（伍長）という郡村統

治機構は、大区—小区（正副区長）—町宿村（正副戸長）—（伍長）という形に組み替えられた。県がそこに託したねらいは、すでに縷々検討したが、問題はそれがどこまで実現したかである。この改正により、鹿沼の諸宿村は、表5に示したように、第一大区九小区に奈佐原・楡木両宿と塩山村など一五ヶ村、第一大区十小区に鹿沼宿と西鹿沼村など二ヶ村、第一大区十一小区に富岡村など一四ヶ村が所属している。

ここで、上茂呂・下茂呂両村、西見野・東見野・新見野三ヶ村、上草久・下草久両村、上加園・下加園両村がそれぞれ合併して、茂呂村、見野村、草久村、加園村となっていることは注目しておきたい。これらの合併経緯は、史料を欠いて詳らかにしないが、そこに県の諸村連合化推奨政策が何らかの形で作用していたことも推定し得る。

もつとも、これらの合併は、九年四月二二日付の行政区画改正時か、それ以前のものであり、県が連合推奨政策を布達したのは同年七月一七日付である。県がそれ以前からこの政策の方向で指導している可能性もあるし、合併が諸村の自発的なものであり、県がそうした動きを捉えてこの政策を打ち出したとも考えられる。いずれにしても、この政策も含め、県の一連の郡村統治強化策がそう易々と町宿村に受け容れられたとも思えない。それを確かめるためには、やはり、小区の実態を追跡してみる必要がある。

(1) 拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、一九九三年一月、第二編第四章「地方三新法体制下における町村の法的地位」を参照。

(2) 拙稿「連合村の形成—右川県吉野谷の事例—」（『金沢大学日本海域研究』第三三号、二〇〇二年三月）を参照。

(3) 中田薫「明治初年に於ける村の人格」（同『法制史論集』

第二卷、岩波書店、一九三八年二月所収）を参照。

(4) 戒能通孝『入会の研究』日本評論社、一九四三年九月を参照。

(5) 「講座派理論」の一環をなす「明治地方自治制」二重構造論については、大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会、一九九〇年六月を参照。

なお、「講座派理論」については、拙稿「一九七〇年代における日本近代国家論の批判的考察——日本近代国家論の理論的前提（その一）——」（『歴史と教育の試み』第三号、一九八一年一〇月）、拙著『明治国家と近代的土地所有』同成社、二〇〇七年四月、二五～二七頁を参照。

(6) 「町村制町村」なる歴史的概念については、拙稿「町村制町村の歳入構造と戸数割」（近代租税史研究会編『近代日本の形成と租税』近代租税史論集1、有志舎、二〇〇八年一〇月所収）を参照。

(7) 前掲拙著『地租改正と地方制度』二八一頁を参照。

(8) 後述する栃木県の鹿沼の場合、市街地化が進んでいる鹿沼町では、「町村制」施行に先立つ町村合併で同町に属することとなった旧鹿沼宿を構成する諸「町」が、今日に至るまで「住民組織」として機能している。また、山間部に位置する板荷村では、「町村制」施行に先立つ町村合併を後日解消し、近世以来の町村がそのまま「町村制町村」となり、近世以来の「組」が「住民組織」の単位となっている。

鹿沼町については、松田隆行「鹿沼町御成橋地区の住民組織についての歴史的考察——町村制施行から戦時体制まで——」（『かぬま 歴史と文化』第六号、二〇〇二年三月）、同「近代地方都市における行財政と地域住民組織の展開——栃木県鹿沼町 町村制施行前後から昭和戦前期まで——」

（『京浜歴史研年報』第一六号、二〇〇二年一月）、同「近代地方都市の成立と地域住民組織——地域住民組織としての町を中心として——」（『花園史学』第二三三号、二〇〇二年一月）を参照。

また、板荷村については、拙稿「解題」（『戦時住民組織統制関係資料』鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼市史』資料編 近現代2、鹿沼市、二〇〇三年三月、別冊、拙編）所収）、二四一頁を参照。

(9) 前掲中田「明治初年に於ける村の人格」、徳田良治「わが国における町村会の起源——明治九年布告一三〇号『金穀公借共有物取扱土木起功規則』について——」（『都市問題』第三一巻第四号・一九四〇年四月、のち明治史料研究連絡会編『明治権力の法的構造』御茶の水書房・一九五九年二月所収）を参照。

なお、前掲拙著『地租改正と地方制度』第二編第三章「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則の制定」を参照。

(10) ここで言う「地域自治」の歴史の実存とは、欧米における「コミュニティ」や「ゲマインシャフト」に比定し得る（拙稿「地方史と歴史学をめぐって」（『地方史研究』第二二〇号、一九八六年四月）を参照）、「公共圏」（Y・ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社、一九七三年六月を参照）なる社会科学的概念での把握対象となり得るものと理解してよからう。

(11) 「町村制町村」と「住民組織」の歴史的連関の推移との関係で、前者が「地域自治」の実存を担う方向へと変容してくる経緯については、内田修道が鹿沼の事例で追跡を試みている（鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼市史』通史編 近

現代、鹿沼市、二〇〇六年三月、第三部第一章第二節「農村行政の基盤整備」を参照。

なお、こうした変容は、郡制廃止論議の中で山県有朋系の内務官僚がその反対論の論拠の一つとしている（三谷太郎『日本政党政治の形成——原敬の政治指導の展開——』東京大学出版会、一九六七年三月、第一部第一章「郡制廃止問題の政治過程」を参照）。

(12) 荒木田岳『大区小区制』の成立過程と学校行政（『歴史学研究』第七二〇号、一九九九年二月）を参照。

(13) 荒木田『大区小区制』下の町村合併と郡区町村編制法——明治初年における町村の合併・連合と戸長管区制——（『史学雑誌』第一〇八編第八号、一九九九年八月）を参照。

(14) 福島正夫・徳田良治「明治初年の町村会」（『国家学会雑誌』第五三巻第四〇六号・一九三九年四月〜六月、のち明治史料研究連絡会編『地租改正と地方自治制』御茶の水書房、一九五六年一月所収）を参照。

(15) 宮本憲一「明治地方自治制と町村合併——町村合併の研究（一）——」（『金沢大学法文学部論集』法経篇4、一九五七年一月）を参照。なお、「講座派理論」の立場から「明治地方自治制」下の町村合併全体を俯瞰した研究である、島恭彦・宮本憲一・渡辺敬司「町村合併と農村の変貌」有斐閣、一九五八年三月も参照。

(16) 大島太郎『日本地方行政史序説』未来社、一九六八年九月を参照。

(17) 前掲拙著『地租改正と地方制度』、第二編第四章「地方三新法体制下における町村の法的地位」を参照。

(18) 宮沢俊義『固有事務と委任事務の理論』有斐閣・一九四三年八月（のち同『公法の原理』有斐閣、一九六七年一〇

月所収）、辻清明『日本官僚制の研究』新版、東京大学出版会・一九六九年五月・前篇三「地方自治の近代型と日本型」を参照。

(19) 大石嘉一郎『日本地方財政行政史序説』御茶の水書房、一九六一年二月を参照。

(20) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店、一九四一年二月を参照。

なお、「市制町村制」施行以後の「明治地方自治制」下の地方財政制度の展開に関する「講座派理論」の立場からの理解は、同『日本地方財政発展史』河出書房、一九四九年一二月を参照。

(21) 小林孝雄『大森鐘一と山県有朋——自由民権対策と地方自治観の研究——』出版文化社、一九八九年四月を参照。

(22) 拙著『立憲政体成立史の研究』岩田書院、二〇〇四年三月、第二編第三章四「民撰議院論争」を参照。

(23) 前掲拙著『地租改正と地方制度』、第二編第三章「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則の制定」を参照。

(24) 大久保利謙『明六社』講談社学術文庫、二〇〇七年一月、戸沢行夫『明六社の人びと』築地書館、一九九一年四月を参照。

(25) 前掲拙著『立憲政体成立史の研究』、第二編第三章「明治六年政変後の政体取調」を参照。

(26) 前掲拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、第二編第四章「地方三新法体制下における町村の法的地位」を参照。

(27) 大島美津子『明治のむら』教育社歴史新書、一九七七年一二月を参照。

(28) 前掲拙著『地租改正と地方制度』、第二編「地方制度」を参照。

- (29) 奥田和美「鹿沼における学区制度の形成」(『かぬま 歴史と文化』第七号、二〇〇二年三月)を参照。
 なお、学区制度については、千葉正士「学区制度の研究——国家権力と村落共同体——」勁草書房、一九六二年五月を参照。
- (30) 伊藤好一「神奈川県における大小区制の施行過程」(『駿台史学』第一七号、一九六五年九月)を参照。
- (31) 久留島浩「直轄県における組合村——惣代庄屋制について」(『歴史学研究』別冊特集「民衆の生活・文化と変革主体」一九八二年一月、のち同『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会・二〇〇二年八月所収・第七章)を参照。
- (32) 前掲拙著『地租改正と地方制度』第二編第三章「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則の制定」、二二七～二三八頁を参照。
- (33) 松沢裕作「『大区小区制』の形成過程」(『歴史学研究』第七七二号、二〇〇三年二月)を参照。
- (34) 前掲拙著『地租改正と地方制度』第二編第三章「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則の制定」、二六三～二六八、二六九頁を参照。
- (35) 松沢「『大区小区制』の構造と地方民会——熊谷県の場合——」(『史学雑誌』第一二二編第一号、二〇〇三年一月)を参照。
- (36) 松沢「明治十七年の地方制度改革——埼玉県の事例を中心に——」(『史学雑誌』第一〇九編第七号、二〇〇〇年七月)を参照。
- (37) 拙稿「地方自治形成期の村——鹿沼を中心として——」(『地域社会と近代化シンポジウム会報』第一一〇号、二〇〇一年五月)を参照。
- (38) 拙稿「初期石川県の郡村統治」(『金沢大学日本海域研究』第四〇号、二〇〇九年三月)を参照。
- (39) 前掲拙稿「連合村の形成——石川県吉野谷の事例——」を参照。
- (40) 拙稿「明治地方自治制下の町村」(拙編『日本近代史概説』弘文堂、二〇〇三年二月)を参照。
- (41) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』関東編一九六九年九月、下野国都賀郡、五〇九～五二三頁を参照。
 なお、『旧高旧領取調帳』については、「解題」(同書関東編所収)を参照。
- (42) 明治四年(一八七二)一月二八日付の太政官布告第五五九号(内閣官報局編『法令全書』第四卷、原書房、一九七四年九月「以下、『全書』四と省略」、三七四～三七五頁を参照)で上野国、同年一月二日付の同第五六五・五六六号(同上、三七七～三七八頁を参照)で播磨・丹波・但馬・丹後国と東北(陸前・陸中・陸後・羽前・羽後・磐城・岩代国)、同月一日付の同第五九四・五九五号(同上、三九一～四〇〇頁を参照)で関東(相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・下野・上野国)と伊豆国、九州(豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後・対馬・老岐・日向・大隅・薩摩国)と琉球国、同月一日付の同第六〇〇・六〇一・六〇二号(同上、四〇一～四〇七頁を参照)で四国(阿波・讃岐・伊予・土佐)、中国(因幡・伯耆・石見・出雲・隠岐・美作・備前・備中・備後・安芸・周防・長門)など、東海(駿河・遠江・三河・尾張)など、同月二〇日付の同第六〇八・六〇九号(同上、四〇九～四一三頁を参照)で北陸(若狭・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡)と飛騨・信濃・甲斐国、摂津・淡路国など、同月二二日付の同第六一四号(同

- 上、四一四〜四一八頁を参照）で近畿（山城・丹波・大和・河内・和泉・伊賀・伊勢・志摩・紀伊・近江）と美濃・尾張国などの再編制が相次いで布告された。
- (43) 「転庁ノ儀、相伺書付」（栃木県史編さん委員会編『栃木県史』史料編 近現代一、同県（以下、『栃木県史』史一と省略）、一九七六年三月、七二〜七三頁）を参照。
- (44) 『全書』四、三九三〜三九八頁を参照。
- (45) 都賀郡は、栃木県が明治二十一年（一八七八）一月八日付の達乙第二七四号で、「郡区町村編制法」の施行に伴い、大区小区を廃止し郡を設置した際、上都賀郡と下都賀郡に分離された（『栃木県史』史一、二四五〜二四六頁を参照）。
- (46) 『全書』四、一一四〜一三八頁を参照。
- (47) 『栃木県史』史一、一四〇頁を参照。
- (48) 同上、一四一〜一四二頁を参照。
- (49) 同上、一四二頁。
- (50) 同上、一四二頁。
- (51) 同上、一四二〜一四三頁。
- (52) (53) 同上、一四四〜一四六頁を参照。
- (54) 同上、一四二頁。
- (55) 同上、一四三〜一四四頁。
- (56) 『全書』五ノ一、一九七四年一〇月、八八頁を参照。
- (57) (58) 『栃木県史』史一、一四六〜一四八頁を参照。
- (59) 同上、一四八〜一四九頁。
- (60) 同上、一五二〜一五三頁を参照。
- (61) 同上、一五三頁。
- (62) 同上、一五三〜一四頁。
- (63) 『全書』六ノ一、一九七四年一二月、二九九〜三〇〇頁を参照。また、『栃木県史』史一、八七〜八八頁も参照。
- (64) 金井之恭『明治史料頭要職務補任録』柏書房、一九六七年二月、一六七頁を参照。
- (65) 『栃木県史』史一、一五五〜一五六頁。
- (66) 同上、一六七頁。
- (67) 同上、一五六〜一六七頁を参照。
- (68) 『全書』六七、一九七七年月、頁を参照。
- (69) 『栃木県史』史一、一六八〜一六九頁を参照。
- (70) (71) 同上、一六九頁を参照。
- (72) 福沢諭吉『学問のすゝめ』岩波文庫、一九四二年一二月、四編（初版は明治七年（一八七四）一月）以下を参照。
- (73) 拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、二〇〇一年七月、第三章第四節「改租事業の展開」を参照。
- (74) 『栃木県史』史一、一七一頁。
- (75) 『栃木県史』史四、一九七四年三月、一七五〜一七八頁。なお、拙稿「栃木県の地租改正——『押付反米』問題を中心に——」（白川部達夫編『近世関東の地域社会』岩田書院、二〇〇四年八月所収）を参照。
- (76) 『栃木県史』史一、一七二頁。
- (77) 同上、一七〇〜一七一頁を参照。
- (78) 同上、一七四〜一七六頁。
- (79) 同上、一七六頁を参照。
- (80) 同上、一七六〜一七八頁を参照。
- (81) 同上、一七八頁。
- (82) 同上、一七九〜一八〇頁。
- (83) 同上、一八〇頁。

（未完）